【別紙】事業種別説明及び処分理由詳細

1　事業種別説明

生活介護：

常に介護を必要とする人に、日中の施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動を行う。

放課後等デイサービス：

授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

児童発達支援：

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

自立訓練（生活訓練）：

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

2　処分理由詳細

① 介護給付費及び訓練等給付費不正請求（総合支援法第５０条第１項第６号）

・人員欠如減算の未適用について

厚生労働省が示す「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「総合支援法に基づく基準」という。）上配置しなければならない常勤職員が配置されていないため、人員欠如減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・個別支援計画未作成減算の未適用について

個別支援計画が作成されていない、又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていなかったため、個別支援計画未作成減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・サービス未提供日の架空請求について

利用者都合によるキャンセルなどのため、実際にサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったものとして報酬を請求し、不正に取得していた。

・人員配置体制加算の不正算定について

総合支援法に基づく基準上定められている要件に合致しない状態であるにもかかわらず、人員配置体制加算を報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・送迎加算の不正算定について

　送迎加算について、サービス提供の実態がなく、本来であれば請求できない加算であるにもかかわらず、不正に報酬を請求し、取得していた。

② 障害児通所給付費の不正請求（児童福祉法第２１条の５の２４第１項第６号）

・人員欠如減算の未適用について

　こども家庭庁が示す「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「児童福祉法に基づく基準」という。）上サービス提供時間を通じて配置をしなければならない保育士又は児童指導員が配置されていないため、人員欠如減算適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・個別支援計画未作成減算の未適用について

　個別支援計画が作成されていない、又は、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていなかったため、個別支援計画未作成減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・サービス未提供日の架空請求について

　利用者都合によるキャンセルなどのため、実際にサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったものとして報酬を請求し、不正に取得していた。

・送迎加算の不正算定について

　送迎加算について、サービス提供の実態がなく、本来であれば請求できない加算であるにもかかわらず、不正に報酬を請求し、取得していた。

・児童指導員等加配加算の不正算定について

　児童福祉法に基づく基準上定められている人員配置に満たない状態であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・専門的支援体制加算等の不正算定について

　児童福祉法に基づく基準上定められている人員配置に満たない状態であるにもかかわらず、専門的支援体制加算又は専門的支援加算を報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。また、常勤換算方法により１以上配置しなければならない理学療法士等を配置していないにもかかわらず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・福祉専門職員配置等加算の不正算定について

　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の要件を満たしていないにもかかわらず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。また、福祉専門職員配置等

加算（Ⅱ）の要件しか満たされていないにもかかわらず、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・延長支援加算不正算定の不正算定について

　延長支援加算について、個別支援計画が未作成、又は、延長支援時間について個別支援計画に位置付けられていないにもかかわらず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

・処遇改善加算等の不正算定について

　処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、本体報酬の適正な算定額が減少し、当該報酬額を算定の基礎とする処遇改善加算等についても適正な算定額が減少するところ、これを反映することなく不正に報酬を請求し、取得していた。

③不正又は著しく不当な行為（総合支援法第５０条第１項第１１号及び児童福祉法第２１条の５の２４第１項第１１号）

　当市が実施した運営指導において、上記に係る指摘を行い、必要な改善を図るよう指導したにもかかわらず、その後も法人代表者の認識及び関与の下で減算を適用しない請求が継続され、必要な改善措置が講じられなかったことから、同様の違反状態が継続していたことが確認された。